

二弁令和3年人第1103号

2021年（令和3年）8月23日

警視庁玉川警察署 御中

第二東京弁護士会

会長 神田 安積

## 勸告書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴署に対し、下記のとおり勸告します。

### 勸告の趣旨

器物損壊被疑事件の捜査に関し、貴署が少年甲からDNAを採取した事実及び保護者の帯同なく少年乙のみを警察署に任意同行させ面接しようとした事実について人権侵害の事実を認める。よって、当会は、貴署に対し、以下のとおり勸告する。

- 1 少年からDNA型鑑定資料を令状によらずに任意に採取する場合には、同資料が原則として令状に基づいて採取されるべきである点及び被採取者が少年である点に鑑みて、採取の必要性をより一層慎重に判断し、仮に採取の必要性が認められる場合においても被採取者及びその保護者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者及びその保護者の真摯な承諾を得ること。
- 2 保護者の帯同なく少年に任意同行を求める場合及び保護者の立会いなく少年と面接する場合には、面接に伴う少年への心理的な負担に鑑みて、保護者に対し立会いの必要性の趣旨を丁寧の説明し、保護者の真摯な承諾を得ること。

### 勸告の理由

#### 1 認定した事実の概要

##### (1) 勸告の趣旨 1

警察官は中学3年生の生徒ら複数名に対し「潔白を晴らすためにDNA検査を受け

て」などと言い、DNA採取をするよう求め、この結果、生徒1名（少年甲）が実際にDNAを採取された。

## (2) 勧告の趣旨2

相手方の少年課警察官3名が、アポイントなく少年乙の自宅を訪問し、10分ほど母親及び少年乙と話をした後、警察官らは、母親及び少年乙に対し、「お母さんがいると話しにくいから一人でどうか」「他のお子さんも対応している」などと述べ、警察署で少年乙と話したいと告げたが、通達事項や犯罪捜査規範の一般論に関する説明はされなかった。母親が「娘が帰ってくるから同行できない」と述べると、警察官らは少年乙を車両に乗車させ、相手方警察署に向かった。その直後に、母親は、夫から保護者の立ち会いの必要性を指摘されたため、警察署に事情聴取の中止を求める電話をかけた。このため少年乙は取調べ室には入室したものの事情聴取はなされず、帰宅した。

3日後に、少年乙の父親らが相手方警察署の警察官らと面談をした際に同警察官が父親らに対し説明に言葉足らずの点があったと述べている。

## 2 判断

### (1) 勧告の趣旨1

DNA型情報が究極の統一的・総合的な個人情報であることに鑑みれば、DNA型鑑定資料の採取は、DNA型情報を把握することにより個人の意思に反してその私的領域への侵入を伴う強制処分であるから（最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁、最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁参照）、DNA型鑑定資料の採取は原則として令状によるべきであり、任意の採取は、採取の必要性が認められる場合に、被採取者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、書面によりその承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。

本件において、相手方が少年甲に対しDNA採取に応じれば潔白を晴らすことができるなど申し述べる行為は、採取に応じさせるため甘言を弄する行為と評価でき、少年甲が上記DNA採取の意味を理解し承諾をしたとはいえない。

また、特に年少少年の事件及び軽微な事件はその必要性を慎重に判断すること

とされている（平成31年4月23日少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達））。

さらに、DNA型情報は遺伝情報であり究極の個人情報といえ、より一層必要性を慎重に判断すべき要請が働く。

本件は器物損壊被疑事案であり軽微な事件に分類されること、少年甲は被疑者ではなく参考人である可能性が高いことに鑑みれば、これらの点からも本件においてDNA採取を行う必要性は認められない。

よって、本件採取手続きは、採取の必要性がないのみならず、被採取者の承諾が得られていないため、令状主義に反し人権侵害が認められる。

## (2) 勧告の趣旨2

犯罪捜査規範207条、少年警察活動推進上の留意事項（依命通達）「以下「留意事項通達」という。」第5の3は、少年を被疑者または参考人として呼出し又は取調べを行うに当たっては、当該少年の保護者またはこれに代わるべき者に連絡することが定める。

また留意事項通達第5の4、警視庁警察活動規程8条2項（3）は、少年の被疑者の取調べを行う場合において、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意する旨を定める。さらに、留意事項通達第5の4（3）は、参考人として少年と面接する場合も、その時間、方法、保護者等の立会い等に配慮する旨を定めている。

本件において、少年乙の母親は保護者の帯同なく少年乙1人で警察署に行き面接することに形式的には承諾をしているが、警察官から「他のお子さんも対応している」などと説明を受け、また、面接時の保護者立会いについて警察官から説明がなされなかったため、保護者立会いの重要性に考えが及ばずに、承諾した経緯を踏まえると、母親の真摯な承諾があったとは評価することはできない。

また、後日、相手方警察官が父親らに対し説明に言葉足らずの点があったと述べ、母親に対する説明が不十分であったことを認めていることを踏まえれば、少年乙の警察署への呼び出しの態様は、犯罪捜査規範207条等の趣旨に反していたと評価することができる。

以上のとおり、相手方の対応は、保護者立会いの権利を侵害するものであり、

少年に不安感、心理的な負担を与えた結果を踏まえると、少年警察活動規則 3 条 2 号「少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること」にも反し、少年に与えられた防御権の侵害、人格権の侵害が認められる。

以上